

壮瞥町農業経営基盤強化促進基本構想

令和 4 年 3 月
北海道有珠郡壮瞥町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	壮瞥町農業の概要	1
2	壮瞥町農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 2
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 3
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	1 3
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 3
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 4
1	利用権設定等促進事業に関する事項	1 4
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	2 0
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	2 4
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	2 5
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	2 5
6	その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	2 6
第 6	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	2 7
第 7	その他	2 7
別紙 1	(第 5 の 1 の (1) の ⑥ 関係)	2 8
別紙 2	(第 5 の 1 の (2) 関係)	3 1

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 壮瞥町農業の概要

壮瞥町は、北海道の南西部、北海道胆振総合振興局の西部に位置し、洞爺湖温泉や壮瞥温泉、蟠溪温泉と温泉郷を有するなど、明鏡洞爺湖とあいまって豊かな天然資源に恵まれた「農業と観光のまち」である。

壮瞥町の農業は、道内においては比較的温暖な気候や地域資源等を生かし、稲作のほか、高級菜豆を中心とした畑作、りんご、おうとう、ぶどう等の果樹、地熱温泉水を利用した施設園芸、肉用牛等の畜産経営など多様な農業経営を展開している。

2 壮瞥町農業の現状と課題

壮瞥町の農家1戸当たりの経営耕地面積は、2020年農業センサスによると、7.8haと、北海道平均の30.6haに比べ、4分の1以下の狭小な規模となっており、農家戸数は125戸（うち販売農家は121戸）と、5年前に比べ28戸（△18.3%）減少し、農業就業人口は、250人と、72人（△22.3%）減少している。また、農業就業人口に占める65歳以上の割合が56.0%と、高齢者の割合も高くなっていることから、今後も農家数は減少し、担い手の不足や耕作放棄地発生の懸念などが大きな課題となることが見込まれている。

近年において、輸入農産物の増加に伴う国産農産物価格の低迷や産地間競争が激化する中、経営所得安定対策の導入や、品質や安全・安心といった農産物に対する消費者ニーズに対応した生産体制への転換、農業の6次産業化による活力ある農村の再生など、農業政策は大きく転換が図られ、農業経営をめぐる環境が大きく変化しており、その時々に対応できる強固な経営基盤の確立が大きな課題となっている。

これらの課題に対応するため、本町の農業・農村を町民の貴重な財産として育み、将来にわたって発展的に引き継いでいくことを基本理念とし、農業生産力の強化や環境に配慮した持続的農業の展開、地域の特性を生かした農業・農村づくりの促進などを推進していくこととしている。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

壮瞥町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、壮瞥町又はその近隣市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1 経営体当たりおおむね 4 5 0 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1, 800～2, 000 時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始 5 年後における所得水準及び労働時間は、(2) に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始後 5 年後の所得水準は、おおむね 5 割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

① 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向け、壮瞥町は、壮瞥町農業委員会、とうや湖農業協同組合、壮瞥高等学校、胆振農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化や ICT[※]等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ ICT は、Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

② 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、法人経営体数を令和 5 年度（2023 年度）までに 5 万法人とする国の目標や、令和 12 年度（2030 年度）における農業法人数を 5, 500 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和 12 年度における農業法人数の目標数を 14 経営体（令和 3 年 1 月現在：12 経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

③ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、

農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

④ 新規就農者の育成・確保

本町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

⑤ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

⑥ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「人・農地プラン[※]」により描かれた地域の将来像の実現に向けて、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売といった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、生産組織などの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立等により多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

壮瞥町の令和2年の新規就農者は2人であり、過去5年間で11人となっているが、従来からの基幹作物である施設園芸作物の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる現状を踏まえ、壮瞥町は青年層に農業を職業として選択できるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、壮瞥町においては年間1人～2人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を10年間で1法人増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、壮瞥町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね450万円）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得おおむね230万円程度を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた壮瞥町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及センターや地域連携推進員、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、壮瞥町の先進的な経営事例をもとに、営農類型を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①畑作 +野菜	てん菜 2.0ha 小麦 2.0ha 小豆 2.0ha ホトチヤ 2.0ha ブロッコリー 1.0ha 緑肥 2.0ha 計 11.0ha	トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 マニュアルスプレッター1台 ビートプランター 1/3 ビートハーベスター1/3 コンバイン 1/3 乾燥機 1/3 ビーンスレッシャー 1/3 野菜移植機 1/5 スプレー 1台 トラック2t 1台 育苗ハウス 1棟 倉庫 2棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 2名
②畑作 +水稲 +野菜	水稲 2.5ha 菜豆 1.5ha 小麦 2.0ha スイートコーン 1.5ha ブロッコリー 1.0ha ピーマン 0.1ha 緑肥 2.0ha 計 10.6ha	トラクター70ps 1台 トラクター50ps 1台 マニュアルスプレッター1台 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2機 ビーンスレッシャー 1/3 野菜移植機 1/5 トラック2t 1台 育苗ハウス 1棟 栽培ハウス 6棟 倉庫 2棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 2名

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農業従事の態様等
③果樹 専業	りんご 3.0ha おうとう(雨よけ) 1.0ha ぶどう(施設) 0.5ha その他果樹 1.0ha イチゴ 0.1ha 計 5.6ha	トラクター15ps 1台 スピードスプレー 組合 乗用モ7 1台 フォークリフト 1台 高所作業車 1台 選果機 1台 軽トラック 1台 雨よけハウス 8棟 育苗ハウス 3棟 栽培ハウス 3棟 倉庫(冷蔵設備含む) 1棟 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 6名
④果樹 + 水稲 + 野菜	水稲 2.0ha 小麦 1.0ha りんご 1.5ha おうとう(雨よけ) 0.5ha ぶどう(施設) 0.1ha その他果樹 0.2ha ストコーン 1.0ha イチゴ 0.1ha 計 6.4ha	トラクター70ps 1台 トラクター30ps 1台 スピードスプレー 組合 田植機 1台 コンバイン 1台 乾燥機 2機 乗用モ7 1台 高所作業車 1台 選果機 1台 軽トラック 1台 雨よけハウス 5棟 育苗ハウス 3棟 栽培ハウス 3棟 倉庫(冷蔵設備含む) 1棟 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 3名

営農 類型	経規 模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
⑤畜産 (肉牛繁殖) +畑作 +水稻	水稻 1.0ha 小麦 1.0ha 菜豆 2.0ha 小豆 2.0ha 麻チヤ 1.0ha 牧草 4.0ha 緑肥 2.5ha 肉用牛 繁殖 15頭 育成 12頭 計 13.5ha	トラクター-85ps 1台 トラクター-75ps 1台 田植機 1/2 コンバイン 1/2 乾燥機 1/2 ビーンスレッシャー 1/2 野菜移植機 1/5 マニユアスプレッター 1台 モ7 1/2 テクターレーキ 1/2 ロールバー 1/2 トラック2t 1台 畜舎 1棟 堆肥舎 1施設 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整 ・飼料費の経常的把握、飼料設計	・省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 <家族労働力> 主たる従事者 1名 補助従事者 2名
⑥畜産 (肉牛肥育) +畑作	小麦 5.0ha 牧草 40.0ha 肉用牛 繁殖 75頭 育成 75頭 肥育 70頭 計 45.0ha	トラクター-150ps 1台 トラクター-130ps 1台 トラクター-70ps 1台 トラック4t 1台 モ7 1台 テクターレーキ 1台 ロールバー 1台 ラッピングマシン 1台 マニユアスプレッター 1台 ディスクハロー 1台 スプレー 1台 グレイドリル 1台 コンバイン 1台 畜舎 2棟 堆肥舎 1施設 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 ・給料制の導入 <家族労働力> 主たる従事者 2名 補助従事者 2名

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
⑦野菜 専 業	トマト 0.2ha ほうれん草 (0.2ha) 柿 1.0ha スイートコーン0.5ha 計 2.9ha	軽トラ 1台 トラクター25ps 1台 トラクター70ps 1台 ローター 1台 プラウ 1台 動力噴霧器 1台 選果機 1台 栽培ハウス 6棟 倉庫 1棟 〈その他〉 ・ハウストマト収穫終了後には、ほうれん草を導入し所得の確保と労働の平準化を図る。	・高収益野菜に特化し所得の確保 ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・直売による価格の有利販売	・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 〈家族労働力〉 主たる従事者 1 名 補助従事者 2 名

注) () 内は「後作としての作付」を利用した栽培であり、「経営面積計」の外数

【組織経営体】

営農 類型	経 規	営 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農業従事の態様等
①畑作 +水稲 +野菜	水稻 5.0ha てん菜 3.0ha 小麦 3.0ha 小豆 3.0ha 馬鈴薯 3.0ha 芥 3.0ha ブロッコリ 3.0ha トマト 0.3ha 緑肥 6.0ha 計 29.3ha		トラクター100ps 1台 トラクター90ps 1台 防除機（水田） 1台 田植機 1台 コンバイン（水田） 1台 プラウ 1台 動力噴霧器 1台 選果機 1台 栽培ハウス 9棟 ビートハーベスター1台 コンバイン（小麦・小豆） 1台 スプレー 1台 ポテプランター 1台 ポテハーベスター1台 野菜移植機 1台 トラック4t 1台 フォークリフト 1台 軽トラック 1台 育苗ハウス 2棟 倉庫 2棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 〈労働力〉 主たる従事者 2名 補助従事者 4名

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農業従事の態様等
②果樹 +野菜	リンゴ 3.5ha おうとう(雨よけ) 1.5ha ぶどう(施設) 1.5ha その他果樹 1.0ha スイートコーン 0.5ha イチゴ 0.2ha 計 8.2ha	トラクター70ps 1台 トラクター30ps 1台 トラクター25ps 1台 スปีトスプレー 組合 乗用モ7 1台 モ7 1台 フォークリフト 1台 高所作業車 1台 選果機 1台 軽トラック 1台 雨よけハウス 10棟 栽培ハウス 6棟 倉庫(冷蔵設備含む) 1棟 倉庫 1棟	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経 営計画、労務、財 務、ほ場管理 ・作目別原価の把 握、コスト分析 ・市場動向に的確に 対応した計画的生 産、販売 ・作目間の労働調整	・野菜の省力化技 術等の導入 ・地域内経営資源 の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導 入 〈労働力〉 主たる従事者 2名 補助従事者 6名

営農 類型	経営 規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
③畑作 +野菜 +肉用 牛複合	小麦 10.0ha てん菜 4.0ha 馬鈴薯12.0ha 柿 8.0ha ブロッコリー 12.0ha 大豆 3.0ha トマト 0.2ha 玉ねぎ10.0ha 牧草 15.0ha 肉用牛 繁殖 15頭 育成 15頭 計 74.2ha	トラクター200ps 1台 トラクター150ps 1台 トラクター130ps 1台 マルチスプレッター1台 フロントローダー 1台 ビートハーvester 1台 汎用コンバイン 1台 ポテトハーvester 1台 ポテトプランター 1台 野菜移植機 1台 玉ねぎ移植機 1台 根切り機 1台 玉ねぎディガー 1台 動力噴霧器 1台 ローラー 1台 乾燥機 3台 ハウス 6棟 育苗ハウス 4棟 農舎 1棟 畜舎 1棟 堆肥舎 1施設	・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・作目間の労働調整	・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・高性能機械の導入 ・給料制の導入 〈労働力〉 主たる従事者 4名 補助従事者 8名

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で他産業従事者世帯並みの生涯所得に相当する年間農業所得を上げ得るもの。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にとっては、指標を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農 類型	経 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農業従事の態様等
①野菜 専業	トマト 0.2ha ほうれん草 (0.2ha) スイートコーン 1.0ha 柿 1.0ha 計 2.2ha	軽トラ 1台 トラクター25ps 1台 ローター 1台 動力噴霧器 1台 選果機 1台 栽培ハウス 6棟 倉庫 1棟 灌水用井戸 1式 灌水設備 1式 〈その他〉 ・ハウストマト収穫終了後には、寒締めほうれん草を導入し所得の確保と労働の平準化を図る。	・高収益野菜に特化し所得の確保 ・複式簿記記帳 ・パソコンによる経営計画、労務、財務、ほ場管理 ・作目別原価の把握、コスト分析 ・市場動向に的確に対応した計画的生産、販売 ・直売による価格の有利販売	・野菜の省力化技術等の導入 ・地域内経営資源の有効活用 ・休日制の導入 ・地域活動に積極的に参加し、地域との連携強化を図る 〈家族労働力〉 主たる従事者 1名 補助従事者 1名

注) () 内は「後作としての作付」を利用した栽培であり、「経営面積計」の外数

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標
将来の本町農用地面積の95%程度

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農地の利用の状況、営農活動の実態等の現状

農業者の平均年齢は64.5歳で、うち後継者のいる農家は23.1%と高齢化が進む中で、農業後継者のいない農家の増加が懸念される。

(2) 今後の農地利用の見通し

これまで離農者から効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の利用の集積が着実に図られてきたが、経営農地の分散化により作業負担が増大し、さらなる集積が阻害されている傾向にある中、今後10年で高齢化による離農が急速に進行し、農用地が大量に供給されることが見込まれることから、受け手の確保及び農地の遊休化の防止対策について検討を進める。

(3) 将来の農地利用のビジョン

認定農業者、農家後継や新規参入等の新規就農者の育成・確保を進める。

(4) 実現するための具体的な取組の内容

農用地の利用の集積に当たっては、農業生産にとって最も基礎的な資源である農用地を持続・確保するとともに、次世代へ引き継ぐことを基本としながら、地域において「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の利用の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、本プランと連動して、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

また、規模拡大に伴う労働力不足に対応するため、農作業受委託を促進すると共に、農業機械の作業効率、及び労働生産性のさらなる向上に向けた生産基盤の整備、及びそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策も活用し、農用地の利用の集積・集約化を推進する。

(5) 関係機関及び関係団体等との連携等

壮瞥町は、これら取組を推進するに当たり、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他関係団体と連携・協力し、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保及びこれらの経営への

農用地の利用集積がより一層図られるように努めるものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

壮瞥町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、壮瞥町農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

壮瞥町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(7)及び(イ)に掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(7)に掲げる要件）を備えることとなること。

(7) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(7)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(7)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う

農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受けるとき、農地中間管理機構が農地中間管理事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第1号に掲げる事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合には、①の限りではない。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準、当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払いの方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益の目的とする権利である場合における委託者に帰属する損益の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 壮瞥町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受けようとする者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定め

る様式による開発事業計画の提出を求める。

- ② 壮瞥町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業計画の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地法に基づく農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 壮瞥町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 壮瞥町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間が経過する前に、利用権の設定等に係る当事者に対し、利用権の存続期間又は残存期間の満了予定日を通知するとともに、満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 壮瞥町農業委員会は、認定農業者若しくは認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）から農用地について利用権の設定を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、壮瞥町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 壮瞥町の区域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出の場合には現に設定又は移転されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 壮瞥町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請に基づき農用地利用集積計画を定める場合、その計画内容が要請と一致するとき、壮瞥町農業委員会の決定を要しない。
- ② 壮瞥町は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があったときは、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が整ったときは、壮瞥町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 壮瞥町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項について、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該利用権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の相手方及び方法
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）並びにその支払（その持分の付与を含む。）の相手方及びその方法

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について壮瞥町農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力についての事項

⑦ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項並びに①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

- ① 壮瞥町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得ることとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

② 共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例

- ア 壮瞥町は、農用地利用集積計画を定める場合に、数人の共有に係る土地について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、壮瞥町農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知できないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を要請し、壮瞥町農業委員会は不確知共有者の探索を行う。

- イ 壮瞥町農業委員会は、アの探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができない場合、当該共有者不明農用地等について共有持分を有するものであって知れているものの全ての同意を得て、法第21条の3で掲げる事項を公示するものとする。

- ウ 公示の日から起算して6月以内に不確知共有者が異議を述べなかったときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意したものとみなす。

(9) 公告

壮警町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項(⑦の農業経営の状況を除く)を壮警町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

(10) 公告の効果

壮警町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者は、毎年、農用地の利用状況の報告を壮警町農業委員会にするものとする。

(13) 紛争の処理

壮警町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 壮警町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 壮警町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、その該当する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用し

ていないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 壮瞥町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を壮瞥町の広報に掲載することその他所定の手段により公告する。

④ 壮瞥町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

⑤ 壮瞥町農業委員会は、(7)の⑥のアの条件に基づき賃貸借若しくは使用貸借が解除された場合又は②の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、あるいは農地中間管理機構の特例事業の活用を図るものとする。壮瞥町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

(15) 農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関との連携の考え方
農用地の利用集積・集約化に当たっては、関係機関・団体が、農業者の意向や労働力、機械装備の状況などに関連する情報を共有するとともに、それぞれの役割分担のもと、利用権設定等促進事業の他必要な農地流動化対策を組み合わせるなど、効果的に促進するものとする。

また、利用権の設定等を希望する農地所有者又は利用権の設定を受けたいことを希望する者に対しては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を活用するよう促すものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

壮瞥町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行う事が適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地

の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を壮瞥町に提出して、農用地利用規程について壮瞥町の認定を受けることができる。
- ② 壮瞥町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 壮瞥町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を壮瞥町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地につ

いて利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 壮瞥町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

- ③ 壮瞥町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を壮瞥町広報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、壮瞥町に意見書を提出することができる。
- ④ 壮瞥町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、壮瞥町は(5)の①の認定を行う。
- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。
- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年4月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。
- (8) 農用地利用規程の変更等
- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、壮瞥町の認定を受けるものとする。
- ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を壮瞥町に届け出るものとする。

③ 壮瞥町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 壮瞥町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

② 壮瞥町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

壮瞥町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

壮瞥町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の状態等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の4に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、地域担い手センターとして壮瞥町就農支援協議会及びその他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

公益財団法人北海道農業公社や農業改良普及センター、農業協同組合等と連携しながら、壮瞥町就農支援協議会の窓口で、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修や就農に関する情報等）の提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

壮瞥町が主体となって農業改良普及センター、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力して「就農計画書」を基に、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に1回は営農相談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにYFC壮瞥の交流会への参加を促すとともに、農産物直売所サムズ出荷者組合と連携し、道の駅そうべつ情報館農産物直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路を支援する。

③ 経営力の向上に向けた支援

地域等が運営する直売施設等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

就農に向けた情報提供及び就農相談については壮瞥町就農支援協議会、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、壮瞥町就農支援協議会、指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 壮瞥町は、農業生産基盤整備の促進をし、効果的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 壮瞥町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑転換を実施する集団的土地利用を模範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効果的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ 壮瞥町は、農業集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

エ 壮瞥町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

壮瞥町は、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

またこのような長期行動計画を併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、壮瞥町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、壮瞥町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- 1 壮瞥町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- 2 壮瞥町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成24年3月12日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月22日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成29年3月17日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年3月28日から施行する。

別紙1（第5の1の(1)の⑥関係）

1 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農地法政令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人（当該法人が対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため、利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(3) 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務の実施によって利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(4) 農地法政令第2条第2項第3号に規定する農林水産省令で定める法人（対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(7) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）

・・・第5の1の(1)のアの(7)（法第18条第3項第2号イ）に掲げる事項

(イ) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(ロ) 農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること

2 次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、対象土地を農用地以外の土地

として各事業に供する場合、用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（対象土地を農用地以外の土地として利用するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (2) 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地中間管理機構に対象土地について利用権の設定を行うため利用権の設定等を受ける場合かつ当該農地中間管理機構が当該農地所有適格法人に当該対象土地について利用権の設定を行う見込みが確実であるときに限る。）
- (3) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号に掲げる事業を行う農事組合法人（対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）
- (4) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う生産森林組合（対象土地を農用地以外の土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地の用途ごとに利用権の設定を受けた後において(1)から(4)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(7) 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

(4) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

3 次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、対象土地を農業用施設の用に供される土地として各事業に供する場合、定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

(2) 農業近代化資金融通法政令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため利用権の設定等を受ける場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設の用に供する場合に、利用権の設定を受けた後において(1)から(2)に掲げる者が備えるべき要件は次のとおりとする。

(7) 対象土地を農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適切な土地を開発した場合におけるその農業用施設の用に供される土地を含む。）

・・・その土地を効率的に利用できると認められること

別紙2（第5の1の(2)関係）

1 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は、3年又は6年（農業者年金制度の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。 ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年又は6年とすることが相当でないとは認められない場合は、3年又は6年と異なる存続期間とすることがきる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のものによって定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のものによって定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融期間の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のものによって定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費した金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費した金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき壮瞥町が認定した額をその費した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3に同じ。	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2 Ⅰの場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。 この場合においてⅠの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金又は農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱については、それぞれの定めるところによるものとする。